

羽生都市計画土地区画整理事業 新旧対照計画書

都市計画栄町土地区画整理事業を次のように変更する。

上段 変更前
下段 変更後

名称		栄町土地区画整理事業			
面積		約 16.1 ha 約 8.4 ha			
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	備考
		幹線街路	2・3・5 新町通線 —	11m —	駅前広場3,000㎡ 3,600㎡
		幹線街路	2・3・6 上西口通線 3・4・6 上西口中岩瀬線	11m 16m	
	補助線は、字新田前地内に幅員6m2本同線は新町通線より上西口通線に連絡し交通に便す。字小松道上地内に幅員8m3本を設け何れも幹線街路に連絡交通に便せり。他は区画街路（幅員4mより6m）を設けることとす				
	上記幹線街路上西口中岩瀬線を根幹として、区画道路（幅員4m～11m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。				
公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
	—	—	—		
その他の公共施設	街区公園	2・2・1 栄町公園	約0.27ha		
	公園及び緑地について地籍4,950㎡を設けることとす				
宅地の整備		土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、計画人口一人当たり3㎡以上の公園を配置する。			
その他の公共施設		— 区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。			
宅地の整備		画地は、横幅約35mないし40m、長100mないし50mに区画し、各画地の真中を換地の背割として各々換地が間口を道路に接する様に考慮す			
宅地の整備		一般住宅用地については、短辺35m～40m、長辺50m～100mを標準とした街区を確保するよう計画する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

羽生市は、近時益々発展の途上にあるが、羽生駅西方は住宅、農家、商店、工場が雑居し、道路も幅員狭く、比較的未開発地域として残されていたが、昨今建築物の新設発展の明しあり。今において土地区画整理事業を施行し、市将来の健全なる発展に資せんとするものである。

昭和31年に都市計画決定した約16.1haのうち事業未着手区域である約7.7haを除外し、土地区画整理事業が完了した約8.4haに施行区域を縮小するものです。

都市計画として定める区域

羽生市大字上羽生字新田前及び小松道上の一部
羽生市西二丁目の一部